

平成24年産米のモニタリング検査について

平成24年7月20日
農 政 部

I 基本的な考え方

- 安全の確保に万全を期すため、平成23年米の調査で一定水準以上の放射性セシウムが検出された地域等において濃密な検査を実施し、検査区域ごとに出荷の可否を判断
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥後の玄米を検査

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

旧市町村の区分及び所要検査点数の設定は、2010 農林業センサスデータ等に基づいて行う。

対象区域	本県該当市町（旧市町村）	検査密度	点数 (見込み)
【重点検査区域】 (1)23年産米の検査で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及び隣接する旧市町村	日光市（日光町、小来川村、今市町、落合村、足尾町、栗山村） 鹿沼市（西大芦町） 那須町（那須村、芦野町）	水稲作付面積1ha当たり1点	2,384
(2)土壤中に500Bq/kgを超える放射性セシウムを含む農地を有する旧市町村	日光市（大沢村、豊岡村、藤原町） 矢板市（矢板町、泉村） 塩谷町（船生村、玉生村） 大田原市（大田原町、親園村、野崎村、佐久山町、金田村、西那須野町、川西町、両郷村） 那須塩原市（黒磯町、鍋掛村、東那須野村、高林村、西那須野町、狩野村、箒根村） 那須町（伊王野村、鍋掛村）	水稲作付面積70haごとに1点 ※50Bq/kg超の放射性セシウムが検出された場合は上欄の密度に検査強化	185
【その他の区域】 主要な産地	各市町（重点検査区域を除く）	市町村ごとに3点以上	75

センサスデータから見込まれる合計検査点数 2,644点

2 検査方法

(1) サンプルング

収穫、乾燥・調製された玄米を出荷前の段階でサンプルングする。

(2) 分 析

- ① 農業振興事務所において、NaIシンチレーション検出器により測定する。
- ② 50Bq/kgを超えた場合は、農業試験場でゲルマニウム半導体検出器により確定する。

3 検査結果の取扱い

- ① 検査区域の全検体が100Bq/kg以下であった場合、当該区域の出荷待機を解除する。
- ② 検査区域で100Bq/kg超が1点でも検出された場合、当該区域の出荷自粛を要請（原子力災害特別措置法に基づく出荷制限指示）する。
- ③ 検査結果については、関係市町等に通知するとともに公表する。